

土砂災害について

土砂災害の種類と前ぶれ

土砂災害の種類には「がけ崩れ」、「土石流」、「地すべり」があります。土砂災害の前ぶれに注意し、危険を感じた場合には速やかに避難できるよう平時から特徴を確認しておきましょう。

がけ崩れ



「がけ崩れ」(急傾斜地の崩壊)は、地震や雨の影響によって土の抵抗力が弱まり、急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。突然崩れ落ちるため、逃げ遅れる人が多く、大切な人命が失われたり、家が壊されたりします。

前ぶれ

- ・がけに割れ目が見える
- ・がけから水が湧き出している
- ・がけから小石がパラパラと落ちてくる
- ・がけから木の根が切れる等の音がする

土石流



山腹や川底の石や土砂が、長雨や集中豪雨などの大量の水と一緒にになって津波のように襲ってくるものを「土石流」といいます。その速さは時速20～40kmにもなり、あっという間に家や田畠を潰し、押し流してしまいます。

前ぶれ

- ・山鳴りがする
- ・雨が降り続いているのに川の水位が下がる(土砂により上流で流れがせき止められている)
- ・川が濁ったり、流木が流れる

地すべり



地下水が粘土のような滑りやすい層に染み込んで、そこから上の地面が動き出すのが「地すべり」です。一般的に広い範囲にわたって発生し、動く土の量も多いため、大きな被害の恐れがあります。

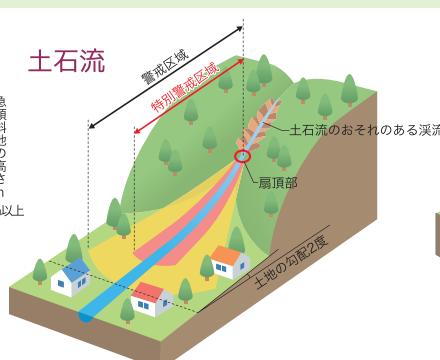
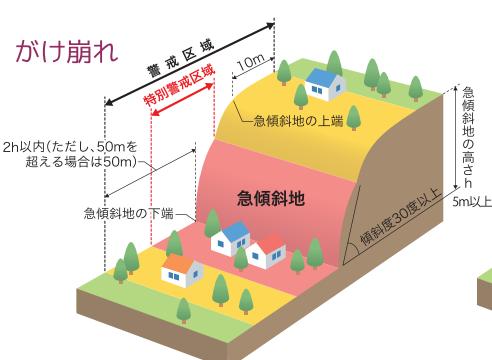
前ぶれ

- ・沢や井戸の水が濁る
- ・地面にひび割れができる
- ・斜面から水が湧き出す
- ・家や擁壁に亀裂が入る

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域について

「土砂災害防止法」は、土砂災害から生命を守るために、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するものです。

この法律に基づき、「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」が指定されています。



土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

- ・急傾斜地（傾斜度30度以上で高さ5m以上の急傾斜地で人家等がある場所）
- ・急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ・急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍以内（50mを超える場合は50m）の区域
- ・土石流の発生のおそれのある渓流において扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域
- ・地すべり区域・地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域

土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン)

- ・急傾斜地の崩壊や土石流に伴う土石により、建築物に大きな損傷が生じ、生命に危害が生ずるおそれのある区域
- ・建築物に対する規制があります